



# 栃木県公報

平成30(2018)年  
6月12日(火)  
第2994号

## 目次

○土地改良区定款変更の認可	515
○都市計画の構想に関する公聴会の開催	515

## 告 示

### 栃木県告示第319号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30(2018)年6月12日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
上河内土地改良区	平成30(2018)年6月1日

(農地整備課)

## 公 告

### ○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定に基づき区域区分の変更に関する公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領(昭和44年栃木県告示第642号。以下「要領」という。)第2条の規定により次のとおり公告し、同条第3号の都市計画の構想に係る図書を栃木県農土整備部都市計画課、栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、上三川町都市建設課及び芳賀町都市計画課において平成30(2018)年6月12日から同月26日まで縦覧に供する。

なお、要領第3条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見申出書を提出することができる。

平成30(2018)年6月12日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 公聴会の日時及び場所

##### (1) 日時

- ア 平成30(2018)年7月10日(火)午後7時から
- イ 平成30(2018)年7月12日(木)午後7時から

##### (2) 場所

- ア 芳賀町大字下高根沢2552番地  
芳賀町生涯学習センター
- イ 上三川町しらさぎ一丁目1番地  
上三川町役場大会議室

#### 2 都市計画の構想

##### (1) 都市計画の種類及び名称

宇都宮都市計画の区域区分

(2) 新たに市街化区域に編入する土地の区域

ア 芳賀町大字下高根沢の一部

イ 上三川町大字石田の一部

3 その他

縦覧期間満了の日までに、意見申出書の提出がない場合及び意見申出書を提出した者のうちに公述人となる意思を有する者がいない場合は、公聴会を開催しないものとする。なお、傍聴を希望する者は、公聴会の開催の有無について、あらかじめ、栃木県県土整備部都市計画課計画担当（電話028-623-2465）、栃木県宇都宮土木事務所企画調査部企画調査課（電話028-626-3146）又は栃木県真岡土木事務所企画調査部企画調査課（電話0285-83-8304）に問い合わせること。

(都市計画課)